

本報告の課題

本報告では拙著『温泉の経済史』をたよりにして、近代日本における資源利用・資源管理と地域発展とのかかわりを、温泉地を事例に明らかにすることを課題とする。近代以降導入された「近代的土地所有権」制度が、温泉資源の利用・管理のありようにどのような影響を与えたのか。加えて、戦間期以降の温泉地の利用客数の増加や資源開発の展開に温泉地がどのように対応したのか。温泉地における社会経済的変容に加え、温泉資源をめぐる利用・管理の歴史的変容過程を明らかにすることで、近代日本における資源利用・管理の特質の解明を試みようとするもの。

→資源利用・管理のありようが地域経済・地域社会の歴史的展開とどのようなかかわりを持っているのか、近代以降の温泉地、熱海・道後・伊豆長岡・常磐湯本の温泉地を事例に明らかにしている。

⇒加えて、温泉資源を通して、近代日本における「近代的土地所有権」制度の意義とその影響（資源利用・管理とのかかわり）を明らかにしている。

○資源利用・管理の歴史研究の方法について（主に序章を参考）

経済史・・・エネルギー資源や工業の原材料としての注目

（石炭・石油などの採取産業）

・・・再生可能資源としての林野、水など、

歴史学・・・2000年代以降、資源への関心が高まる。それまでは、中世史において、環境史の文脈で研究が進展、気候変動と社会との関係が注視される（最近でも『気候変動から読みなおす日本史』のシリーズが刊行）。

気候変動や環境の変化が人々の生活や生業を規定していた前近

代を対象とした研究が展開。環境・自然のなかで人がどのように生きていたのか、環境の変化が社会の変化にどのような影響を与えていたのかという視点。

本書ならびに資源利用・管理研究の目的と方法

・・・気候・環境と人との関係（環境→人）だけでなく、人がどのように環境に影響を及ぼすのか（人→環境）、また、環境の変化が人と人との関係にどのような変化を生じさせたのか（人⇔人）

= 自然・環境を通して、人と人との関係がどのように変化するのかが課題

→「人と人との関係」を注視する際には

①関係者間の階層性

②資源利用や関係性の調整をはかる主体としての「権力」への注目

- 再生可能資源・・・林野・漁場・温泉・水利

→近世期まで資源利用は有機的に結合していた

(枯渇性資源・・・石炭・石油など)

- 「近代的土地所有権」の導入や新たな政策

⇒資源利用の有機的連関を分断

石炭・石油・・・鉱区の創設・鉱業法の設定

林野・・・入会利用の制限

温泉・・・土地所有権に規定

} 旧来の資源利用
のあり方は否定

- 先行研究（川島武宜ら法社会学・観光地理学の研究）

近代的土地所有権の導入→旧来の利用秩序の解体

交通機関の整備→利用客増加に合わせて源泉開発が進展

⇒資源利用・管理研究の課題は、資源利用・管理の主体内の階層性に留意しながら、その主体の利用管理の実態を明らかにすることとともに、資源利用・管理において利害対立をはらむ複数の主体間の関係とそれらの調整のありようを「権力」とのかかわりから把握することである (p14)

⇒その際、資源利用に対する需要（温泉の場合は、利用客数の増加や開発の増加）に対して、資源がどのように賦存しているのか、利用のありようを検討。温泉の場合、内湯が発達しているのか、外湯中心か。また、どのような主体が所有・利用を担っているのか。それぞれの温泉地でありようが異なるので、その違いをふまえて検討する（後述）

近代以降の資源利用・管理研究において注意する点

① 「近代的土地所有権」制度との関係

近代以降導入される「所有」権制度がそれぞれの資源を規定する。法的枠組みに包摂される資源（鉱物資源や河川など）と土地所有権に付随するだけの資源では対応が異なる。

⇒7章でとりあげた常磐湯本は、石炭と温泉の資源開発・利用とが相克する事例

法的枠組みが不備な状況下での対応が困難でもあった。

②近代以降の技術発展・企業の存在

前近代までの開発と異なって、資源開発が資源利用を破壊するだけでなく、資源を利用する人間社会も破壊する可能性も（鉱害事件がその例）

地域社会の構成員外の存在としての流入者や企業の存在

「所有」制度とも深くかかわる（住んでなくても所有できるため、調整が困難）、

地域社会との間での摩擦や対立を引き起こす

・戦間期の地域経済史研究の課題と温泉地の位置

第一次世界大戦以後、東京・大阪を中心に大都市が経済活動を牽引
＝産業革命期の地方の自律的な地域運営は変容。また、1920年代
以降、農村不況が深刻化するなかで、大都市との格差が拡大
(都市文化の発展など大都市が牽引し、都市農村関係が変容)
→大都市との関係の下で、地域経済・運営が秩序付けられる

戦間期の地域経済・地域社会の動揺・・・労働・農民運動の激化など
→国家行政機構が秩序維持を担う 「行財政」の重要性

⇒地域社会の秩序がどのように維持され、安定したのか、国家行政
機構とのかかわりから、都市・農村関係の歴史的变化を解明

都市農村関係の結節点としての町場や地方小都市への注目

→大都市に牽引されながら、人口増加、地域発展を実現

特に、1930年代以降は周辺町村を巻き込み、市制施行を実現

大都市との結びつきを強めることで、それぞれの地域は発展を模索

→農漁村では都市向けの一次産品を生産、出荷＝産地としての発展

温泉地は、都市との結びつきを強めながら発展

(周辺町村の中で、町場。地方小都市として機能)

・・・都市でのツーリズムの発展などを契機に、利用客数を増加

⇒工業化とは無縁な地域発展の一類型として位置づく

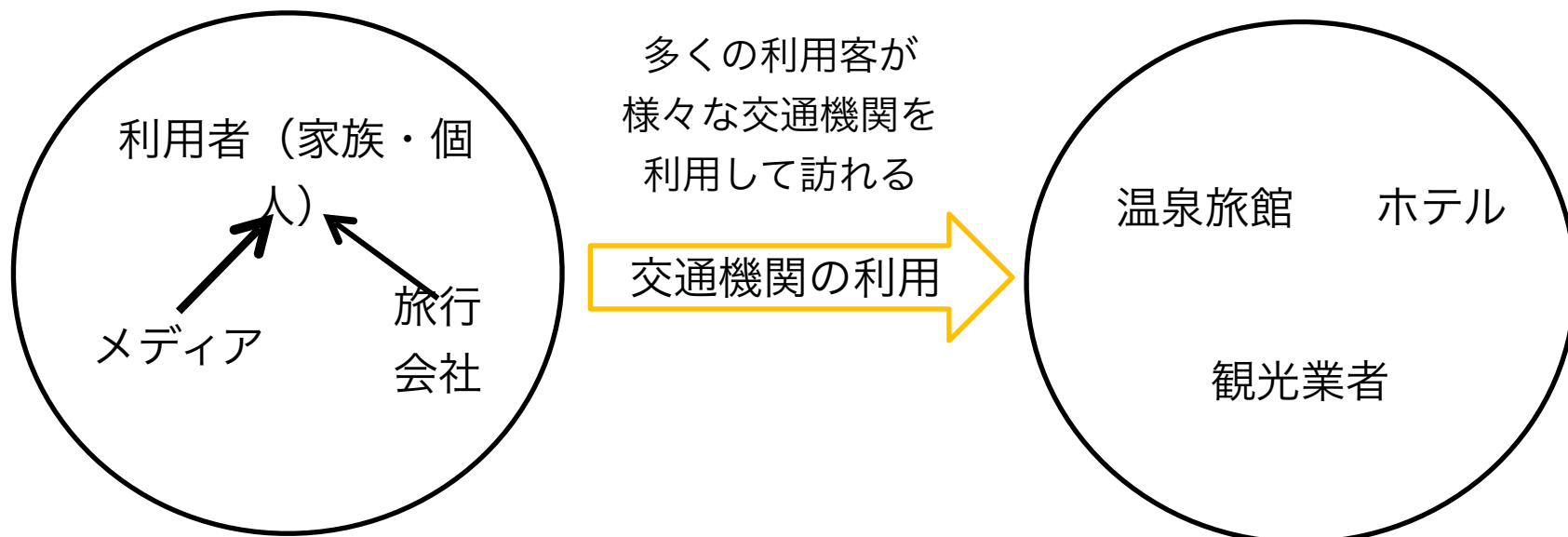
(温泉地自体は工業化とは無縁なもの、利用客層には工場労働者

などが多く含まれる)

温泉地の地域発展と資源の利用・管理のかかわり

利用者側（需要）

温泉地側（供給）



これまでの研究では、「温泉地になぜ多くの利用客がやってきたのかという問い」

→利用者の視点から、メディアや旅行会社、交通機関の進展に注目

⇒なぜ、大量の利用客を吸収することができたのか。

温泉地側の事情を考えると重要な問題が存在

・温泉地側（供給側）の事情とは？

利用客数が増加→宿泊するための施設の増加や大規模化が必要

→大浴場の整備など温泉の確保が必要

⇒温泉資源の開発をすすめていくと・・・ある問題が（後述）



温泉資源の利用・管理のありようが温泉地の発展にとって重要

・・・温泉資源の特徴から説明



次に、温泉資源の利用の歴史を簡単に紹介

表1 共同湯分布のタイプ（近世期）

タイプ		温泉地名
内湯型		伊香保
外湯型	中心型	草津、山中、道後、有馬、飯坂、 武雄、鹿教湯、日奈久
	散在型	城崎、野沢、渋、蔵王、四万、 紀伊白浜、修善寺、小浜、雲仙 箱根湯本、那須湯本、
折衷型		熱海、箱根、別府、温海、玉造、 湯河原、下呂、三朝、浅間、山代

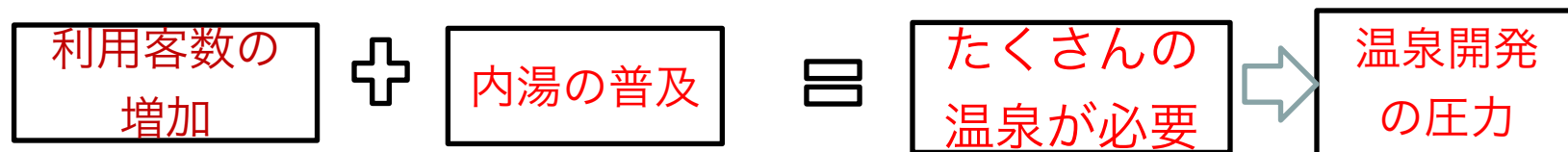
- ・ 利用客数の急増

大量の利用客を抱える温泉地の登場

(1884年400万人→1934年2600万人→1970年代1億人)

- ・ 外湯から内湯への変化（近代以降、全国に普及）

今日のように旅館・ホテル内の大浴場が広く普及



⇒温泉資源をめぐる開発の進展へ

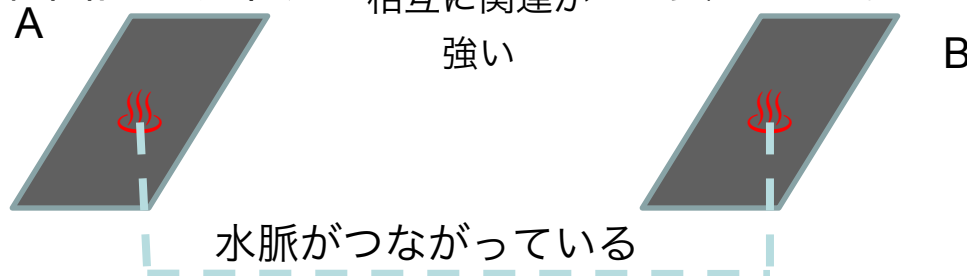
温泉資源の特徴

①有限で再生可能な資源

→持続的な利用が必要（単に、資源開発を行うだけでは問題）

②利用者相互間の関係が強い・・・互いに影響しあう

→一定の範囲内で、利用を秩序づける必要がある。



Bの開発→Aの湧出量の減少→Aの開発→Bの湧出量の減少

⇒利用客に提供する温泉をどのように確保するか資源管理が重要

※温泉資源は利用客の増加にあわせて簡単に開発できない

⇒温泉を利用する旅館・ホテル・住民間で利用

をめぐり**紛争**や**対立**をどうやって治めるのか

また大量の利用客をどう吸収するのか

= 温泉地側の視点から、温泉の開発とその利用管理のありよう、
紛争・対立の調整過程を明らかに

その際、どのような主体が調整するのか？

→当事者同士での解決がベストである一方、現実には困難



当事者間に介在する「権力」の役割・機能を重視

温泉の場合、主に府県行政による取締規則の存在を背景に、温泉地では、温泉組合、町村、財産区などの組織・機関が機能

分析方法

- 1、近代以降の温泉地における資源利用・管理の歴史的変容過程について、どのような主体が利用、管理を担っていたのか、利用客数の動向などを通じた地域経済・地域社会の展開をふまえて、その具体的なありようを明らかにする。
- 2、温泉資源開発に伴って生じた資源利用上の矛盾（利用の不安定化や枯渇といった事態に伴う主体間の紛争や対立）、その調整や解決の過程について明らかにする。
- 3、近代以降導入された「近代的土地所有権」制度下の私的所有が、温泉地における資源利用・管理の展開過程において、どのような意義と限界を有したのかを明らかにする。

維新时期前後の熱海温泉

- ・ 近世期の熱海温泉

熱海七湯（大湯、清左衛門の湯、風呂の湯、小澤湯、左次郎湯、河原湯、野中湯）を利用。 間歇泉であった大湯が源泉利用の中心

- ・ 源泉利用のあり様

①大湯を利用する湯戸（湯株制度27戸・内湯）

②その他の宿（内湯が引けない、河原湯を利用）

=湯戸による秩序が源泉利用を支配、規制

（内湯は湯戸のみ限定、他は外湯を利用）

・近代以降の熱海温泉・・・湯戸の支配は崩壊

①源泉開発の進展（海側を中心）

1870年代14ヶ所→1880年代26ヶ所に増加

②内湯利用の普及

すべての旅館で内湯が設けられる

湯戸・・・大湯から源泉を引用

その他・・・自己所有の源泉を開発し引用

※1884年温泉場取締規則の制定＝利用の維持

（日本初の温泉開発に関する規則）

1900年代の源泉利用をめぐる紛争

1、1905年の紛争

熱海温泉の利用客数が増加→鉄道開通、別荘開発の進展

(※1900年熱海温泉場申合規約) 【史料1】

日露戦争時の療養地指定＝利用客の急増 【表2】

・源泉利用の紛争 (利用秩序の崩壊)

①大湯利用者・・・大湯の湧出量、湧出回数が減少

②その他・・・大湯の近くで、源泉開発が進展

開発主体 ①旅館主・・・米倉湯、樋口湯 (源泉の「修繕」)

②別荘所有者・・・安保湯 (別荘利用を目的)

紛争の経過→大湯利用の旅館は深刻な被害→保護の陳情

結果＝1905年7月源泉3ヶ所が埋め立てられる

(※1905年10月温泉場取締規則の改正) 【史料2】

史料1

第二条 温泉場区域内ニ於テハ旧慣ニ從ヒ温泉（元湯及他泉源共）ノ噴出又ハ引用ノ妨害トナルヘキ工事ヲ為スコトヲ得ズ

第三条 温泉場区域内ニ於テ連署人ニ限り地下三尺以下ニ及フヘキ工事ヲ為サントスルモノハ工事設計ヲ詳記シ隣地参名以上ノ連署ヲ以テ温泉取締所ノ認可ヲ請クヘシ

参考（1884年規則）

第一条

温泉アル町村ニ於テハ人民協議ノ上温泉場ノ区域ヲ定メ所属警察署又ハ分署ヲ經由シテ届出認可ヲ受クヘシ

但区域ヲ変更セントスルトキ亦同シ

第四条

温泉場区域内ニ於テ温泉ヲ試掘セントスルモノ又ハ新ニ発見シ之ヲ使用セントスル者ハ其町村人民協議ノ上第一条ノ手續ヲ以テ届出認可ヲ受クヘシ

史料2

第四条

温泉場ニ於テ温泉ヲ試掘セントスル者ハ左ノ事項ヲ具シ認可ヲ受クベシ

一試掘ノ目的

一試掘ノ場所 但図面添付

一試掘ノ期間

一試掘ノ方法及其深長

前項ニ依リ試掘ノ認可ヲ受ケタルモノハ試掘期間終了後五日以内ニ其結果ヲ届出ヘシ

第五条

温泉場ニ於テ池井溝渠其他地下ヲ穿鑿セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ所轄警察官署ノ認可ヲ受クヘシ但修繕又ハ手入ヲ為サントスルトキハ亦同シ

第六条

前二条ニ依リ認可シタルモノト雖モ土地其ノ他ノ状況ニ依リ其ノ認可ヲ取消シ且其場所ヲ原形ニ復サシムルコトアルヘシ

2、1907、8年の紛争

・規則改正後→①警察による認可が形骸化（実質的に届出制）

②無認可による源泉開発が進展

⇒大湯の減少、利用をめぐる紛争へ（青木、青沼湯の開発）

・源泉利用の実態【図3】

大湯・・・源泉を濫掘源泉から購入（旅館経営が成り立たない）

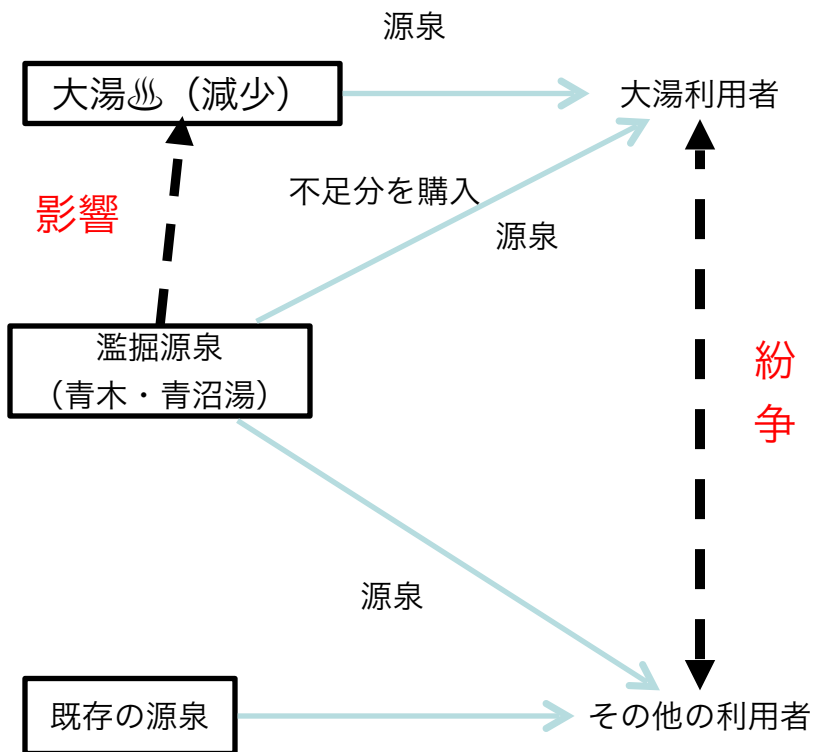
その他・・・青木湯、青沼湯などを中心に利用

=濫掘源泉は熱海温泉全体にとって重要な供給源泉となった。

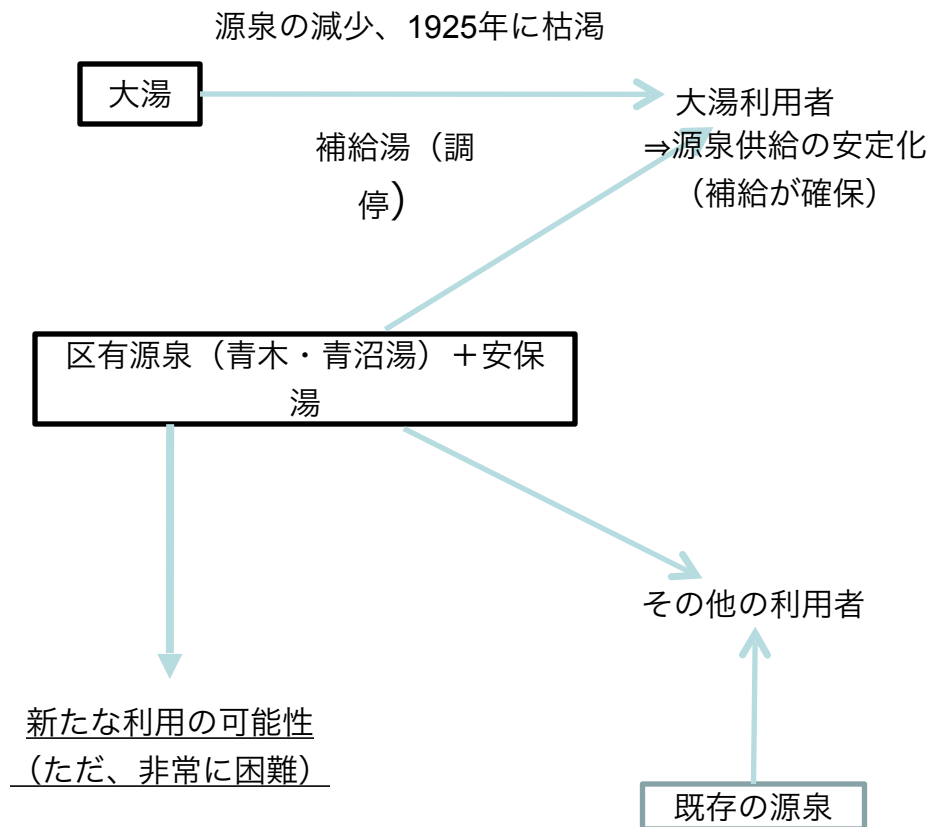
しかし、先の紛争同様、濫掘源泉を埋めることは、その他の利用者だけでなく、大湯利用者にとっても源泉供給の減少を意味する。

=警察は命令を出して紛争の解決をはかり、1909年双方の間で調停が行われた【史料】⇒区有温泉の誕生【図4】

【図3】



【図4】



開発権限を財産区が独占し、
 減少した源泉に補給する

史料（警察による命令）

- 一、濫掘温泉ハ断然埋立ヲ命シ其肯セサル者ニ對シテハ行政執行法ニ基キ**強制執行**ヲ為スコト
青木房次郎ニ對シテハ前同様埋立ヲ命スルコト
小松精一ニ對シテモ許可以外ノ三尺五寸堀下ハ埋立方ヲ命令スルコト
- 二、現ニ受付中ニ係ル温泉試掘及修繕等ノ各届ニ對シテハ**総テ不認可ノコト**
- 三、今回新ニ届出タル試掘ハ大湯引用者中一部分ノモノナルトス其位置タル最モ多量ニ噴出スヘキ場所ニテ大湯其他既存温泉ニ最モ影響スルモノト認めラルニ依リ不認可スルコト
- 四、大湯及其他ノ存来小湯ノ外適當ノ箇所ヲ選ミ熱海区ニ對シ試掘認可ヲ与ヘルコト 但其口径ノ制限及使用ノ方法ハ篤ト調査ヲ要ス
- 五、現存ノ温泉業者共有ノ温泉試掘ヲ適當ノ箇所ニ認可スルコト
但口径及使用ノ方法ハ篤ト調査ヲ要ス

覚書

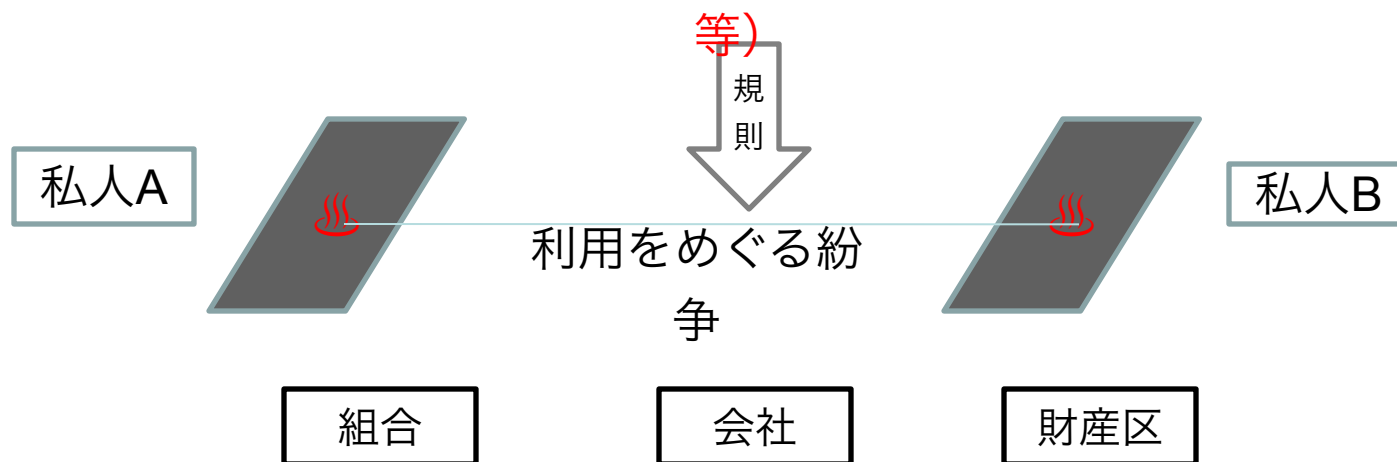
熱海温泉問題ニ付各主張者間交譲ヲ遂ゲ左記條件ニ於テ意見一致ス

- 一、青沼泉所有地及付屬土蔵ヲ金參千円ニ買収シ湧出温泉ヲ埋立ス事トシ此希望ヲ区ニ提供スルコト
 - 一、青木湯ヲ営業者共同温泉トスルコト 但シ表面ハ区ノ名義トスルコト
 - 一、青沼泉所有地ヲ買収シタル上ハ区有トシヶ所ノ温泉試掘ヲ出願スルコト
 - 一、青木湯ヨリ式本ヲ分割シ安保湯ヨリ式本ヲ申受ケ元青沼地ノ温泉ヲ拾本ト予定シ此拾四本ヲ以テ左項ノ通り供給スルコト
 - 一、青沼 一本
 - 一、米倉 一本
 - 一、大湯 十本
 - 一、予備 式本
 - 一、小松温泉ヲ制限スルコト
 - 一、其他無認可温泉ニ付テハ其ノ筋ノ保護ノ下ニ之ヲ埋立スルコト
- 右決定ス然シテ本覚書ハ区会ノ同意其ノ筋ノ承認双方ノ会合シタル總會ノ決定ニ依リ有効タルモノトス

明治期の源泉利用のまとめ

- ・ 土地所有権に基づく開発＝利用の不安定化
- ⇒ 取締規則に支えられながら、温泉地毎に源泉を管理する主体が形成される

行政機構による規制（源泉開発に関わる規則



温泉地毎に様々な主体が源泉を管理

町有温泉の誕生

第一次大戦期以降の利用客の増加

- ・ 交通網の進展

1925年熱海線開通（東京と約3時間で直通運転）

1934年丹那トンネルの開通

（東海道線熱海三島間が開業）

- ・ 旅館数の増加と収容人員の拡大

1925年 旅館数 33軒、収容人員 1,800人

1935年 旅館数 95軒、収容人員 10,000人

⇒1925年15万人→1935年32万人→1938年48万人へ増加

- ・ 利用客増加と内湯利用の進展

⇒対応するためには、湧出量の増大が必要（開発の圧力）

- ・ 源泉湧出量の問題

①関東大震災で湧出量は増加したが、開発の進展によって源泉の多くが枯渇の危機

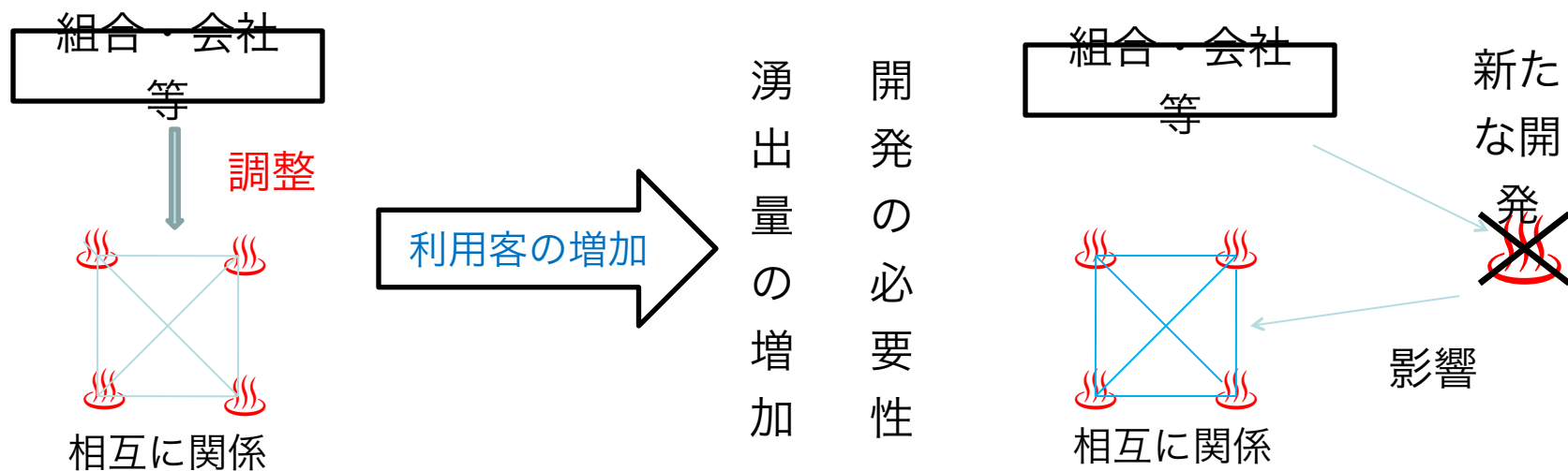
②個々の源泉の無駄遣いが目立つ＝残り湯を捨てる利用者
（安定供給の必要・・・高価な源泉を複数利用するのは困難）

⇒効率的な源泉利用の要請

◎温泉地が抱える源泉利用に関わる問題の変化

私人間の利用調整⇒温泉地全体の資源管理へ

・ 効率的な利用の模索（新たな開発への困難）



⇒ 源泉利用を一元化（集中管理）することで
効率的な利用を実現へ

- ・ 1928年7月蜂須賀湯が熱海町へ寄付
 - ・ 1931年1月町会の決議によって町有温泉確立
→7つの私有源泉が町へ移転登記
(源泉所有者への補償はなく、強引に実施＝後に裁判にまで
発展)
- ⇒中心部では、既設源泉を除いて、私人の開発を禁止。
町が源泉の多くを一元的に管理し配給事業を行う。
町は、唯一の源泉開発権者
- ＝1936年に温泉使用条例が作成、46名の利用者に対して、配給
を開始

- ・ 町有温泉の役割と意義 【図5・6】

- ① 湧出量の効率的な利用

多くの源泉を一元化し無駄遣いを廃した、水道方式の採用
新たな開発が可能（14ヶ所）になり、湧出量の増加へ

- ② 源泉利用の安定

枯渇、湧出量の減少といったリスクを軽減

（個々の利用者は、複数の源泉を所有せずにすむ）

- ③ 「開かれた源泉利用」の実現

住所があればだれでも利用可能＝外部からの進出が容易

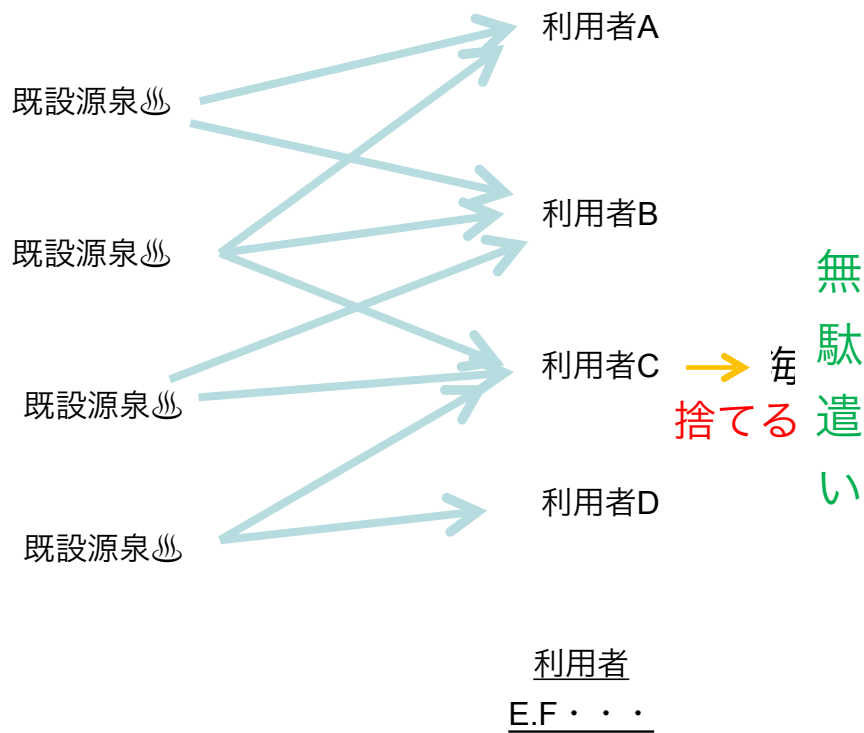
（温泉旅館経営や別荘開発が容易）

- ・ 実際の利用（旅館経営の場合）

初期費用が1000～2000円＋源泉の使用料

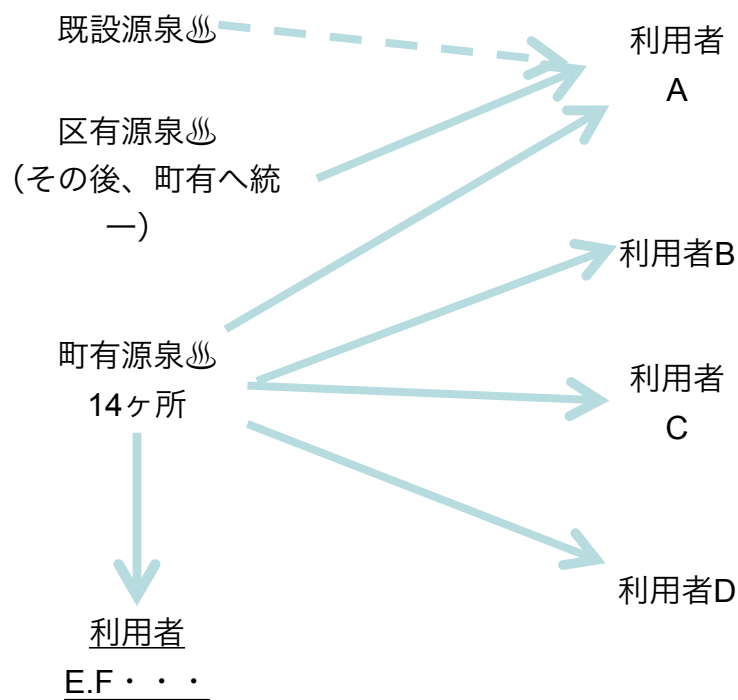
←源泉地の土地売買は10万円、引用権は1、2万円取引

【図5】



各利用者は、それぞれ口数ごとに源泉を引用

【図6】



- ・源泉利用の歴史的変容

- ・ ・ ・ 所有権制度の確立によって、開発が自由に行われた結果、温泉地が発展したわけではない

→利用秩序を維持するための主体（地域社会の中間団体等・・・熱海温泉では地域の行政機構）が行政機構（主に県行政）の政策を支えとして利用秩序を安定させる担い手として機能（資源調整機能から配給機能への変化）

→源泉利用の一元化

（利用客増加に対応する湧出量を確保する手段）

→幅広い利用者が利用できる仕組み

近代以降の温泉地における資源利用・資源管理の特質

- ・温泉地の発展と資源利用・管理の関係
 - ①「近代的土地所有権」制度下において源泉開発が進展し、利用者間の対立へ（主に2章、熱海温泉の事例）→行政機構による調整が不可欠、取締規則の制定
 - ②第一次世界大戦後のツーリズムの進展から、温泉地の利用客数は増加傾向へ源泉開発が進展し①の問題が生じるとともに、温泉地全体の資源管理が課題となる（利用客数に対する温泉資源が不足する事態へ、個々の温泉地では効率的な資源利用が模索される。第3章、第4章。一方、5・6章では開発を模索し続ける）
- ⇒②で模索された資源管理のありようは、第二次世界大戦後、温泉の集中管理事業として各地で採用されることになる。

※本書で明らかにした論点

① 資源利用・管理における私的所有の限界

開発が進展する一方、利用上の対立を引き起こす。また、資源を独占して利用する弊害

② 資源利用・管理における「公」的機関・組織の役割

資源不足への対応として効率的な利用を担う存在

(私的所有の排除性・排他性を克服)

⇒こうした「公」的機関・組織が源泉利用を調整する役割を果たすことで、温泉地において様々な主体（地元資本、外部資本問わず）が旅館経営の競争を行うことが可能になる。資源利用が安定する状況下をつくりだすことが温泉地の発展にとって重要

第二次世界大戦以後の温泉資源利用

利用客数増加から開発の増加を招き、源泉の枯渇が問題
＝安定的な源泉利用と利用客数増加とのバランスを維持
⇒全国各地の温泉地で、源泉の集中管理事業が展開

その後全国各地の温泉地で、**ろ過循環式の温泉配給システム**が構築
⇒源泉供給の限界を打開し、湧出量の制約が弱まる

以後、旅館・ホテルは源泉を使用しない方向へ
加えて、バブル崩壊以降、大規模施設の倒産、企業の保養所などの閉鎖によって、大量に温泉を使用する施設が減少

ただ、一方で源泉を大量に使用するニーズは高まる

・・・露天風呂の普及、客室内への温泉の引用など

(温泉地によっては源泉が不足し、偽装問題が表出)

⇒個々の旅館では、必要量が増加するものの、全体としては、源泉使用量は減少傾向に (今はAIによる管理が登場し、より資源節約的に)

温泉地での源泉利用は過剰利用から過少利用へと変化

⇒源泉を効率的に利用するという観点ではなく、今後は、いかに源泉供給のシステムを安定的に維持していくのかが課題へ

(拙著「資源利用における行財政の役割と過少利用の影響－温泉資源を事例に」四方理人，宮崎雅人，田中聡一郎編『収縮経済下の公共政策』慶應義塾大学出版会，2018年)

今後の資源利用・管理の歴史研究の課題

- ・ 温泉資源への注目

第二次世界大戦以降の温泉地の展開と資源利用とのかかわり

利用客数が急増する中で、必要な温泉資源をどのように確保・利用していくのか。各地で採用される集中管理事業の歴史的展開や都市インフラ整備のありよう

- ・ 資源をめぐる政策の変化

佐藤仁、野田公夫の議論、総力戦化の資源のありよう

1920年代を前後とした資源政策の展開（国益としての資源開発と地域社会との対抗、植民地進出にかかわる政策の位置づけ）

（参考 拙稿「近代日本における資源利用の相克と地域社会：温泉資源を事例に」

『日本史研究』703号、2021年）